

広報 ぎかんきょう

発行

岐阜県環境整備事業協同組合

岐阜市六条大溝 4-13-6

☎ 058-274-0567

FAX 058-275-2712

(公社) 浄化槽連合会 玉川会長



コロナ対策のため、会場定員の半数、マスク着用 PCR検査陰性の方のみ 1,103名受講

新型コロナウイルスによる国の緊急事態宣言が岐阜県は2月末に解除されたことを受け、2021年3月5日より6日間12回に分け、(公社)岐阜県浄化槽連合会主催、岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会共催、岐阜県廃棄物対策課・建築指導課協力、令和2年度第19回浄化槽実務者研修会が開催された。

感染拡大防止の観点から、入口での体温測定、手指消毒、会場定員を半数に減らした。さらに、事前にPCR検査を受診し、陰性が確認された方のみを対象として、浄化槽に関わる清掃業者、保守点検業者、施工業者、法定検査機関1103名が受講した。

この研修会は今年で19年目となるが、昨年は、コロナの影響で全8回の内1回目を開催し、以降は急遽中止となった。

昨年浄化槽法が改正され、浄化槽管理士に対する研修が義務付けられた。この浄化槽実務者研修会が該当することが岐阜県環境部長より示された。

今回新たに、浄化槽透視度10度未満(Dランク)の対応として、3年連続Dランクの浄化槽に限定して、分離ピットを設置した報告があった。拒食症により流入負荷が高く、通常の維持管理では水質が改善しない施設である。その結果、分離ピット設置からわずか46日後に透視度67まで劇的に回復した。

また岐環協は人口減少に伴い下水道が縮小することを見据え、一般家庭を対象に年複数回清掃の無償化(2回目以降)に踏み込んだ。より良好な水質の確保及び使用者が負担なく安心して継続的に使用することを目的としている。

玉川会長講演

第19回目、19年間これをやっていますが、ずいぶん中身も変わってきたと思います。

この研修会はどうして始めたかと言いますと、らくらく契約という、保守点検、清掃、法定検査の3つを1つの契約書で実施したのが平成元年からあります。平成元年は色々なことがありました。岐環協がストライキを行いました。そして、合理化協定の目標も定めて進みだした時でした。3つの業種を1つにして、設置者の利便性を確保する、建前はそういうことでありましたが、本当の目的は契約率を上げることと安定した仕事にするのが目標でありました。概ね、5年で90%を超える契約率になり、目標を達成しました。

単独浄化槽廃止

平成6年に単独浄化槽を廃止しようという考えになりました。法律を変えようという目標を定め、国の方で諮問委員会を作って、平成7年と平成8年に単独浄化槽廃止の検討委員会を設置しました。

なかなか「法改正ができない」ものでありますから、平成10年に、岐阜県で先行して単独浄化槽をゼロにしようとした。それができなかったら、法改正はとてどもできるものじゃないと。岐阜県内の浄化槽をどのように廃止したかという、浄化槽は設置届を出します。設置届に清掃業者と保守点検業者の名前を書く欄があります。ここに印鑑の印の字を入れようとした。そうすると、判子を押さないものは有効にならない。よし、これをやろうとしたときに、そのままでは県庁がなかなかうんと言わないので、保守点検業者の欄を省きました。そして、清掃業者の欄に

小さく印の字を入れる。そして、県庁へ持つて行って、設置届の欄を変更しようと思うがどうだろうと。県庁は「2つ書いてあるところが1つになるんですね、結構ですよ」と言った。翌朝設置届を担当している廃棄物対策課の課長が、飛んできました。「ちよつと文句を言いに来たんで怒らないでください。印の字が入っている、あなた私をばめましたね。」こう言うから、ここに書いてあるだろうと言ったら、「書いてあるのは分かります。ただ、私はとりあえず文句を言いにきました。それだけでいいんです。」阿吽の呼吸で、「これでできますね」と。こういう腹芸のできる課長があつた時でした。その人のお陰で一年後には単独浄化槽の新設はゼロになり、岐阜県下は単独浄化槽の廃止ができました。

さて、国の方はどうかというと、岐阜県は単独廃止の達成記念の大会まで行ってアピールしました。色々なことが有った後に「単独浄化槽新設廃止の法改正」ができました。単独廃止できた時を振り返ると、どういうことが起きたかという、下水道を担当している国土交通省の下水道部が猛反対します。合併浄化槽が設置されてしまうと、下水道が進まなくなってしまうということを彼らは懸念しました。どんな反対運動をしたかというと、彼らのやっている「維持管理はデタラメだ」すべての国会議員を回ってその宣伝をしました。

【2面に続く】

2021年令和2年度 第19回浄化槽実務者研修会を開催

コロナ対策
入口での体温測定浄化槽カットモデル
屋外に設置

当初は相手にしませんでした。こっちは法案を通してそのまま行くぞと。こういうことで行きましたけども、よくよく考えると単独浄化槽が廃止されて、すべての合併浄化槽がうまく点検されているのかと考えたときに、ああ、これは良くない。今、我々はらくらく契約をして、そして単独浄化槽を廃止して、安定した仕事で会社は経済的には安定したが、本当に良い業務をしていないということに気がつきました。

デジタル化で分かること

したがって平成13年に、タブレットで点検するようにしようということをしたとき決心しました。決心したが、それを口に出した途端にこれは前に進まなくなる。いろんなことをしながら現在に至りましたが、やっとなタブレットを使って誰もが維持管理する。そして、全国の業者もこれに従うという段階に行きつくかと思うと、これもなかなかそこへ行きつかない。多くの人はやっています、県全体で取り組むということには、なかなか動きが定まらない。こういう段階で今あります。ただ、岐阜県下は、すべての人が同じソフトで同じ入力作業をすることによって、変化が起きてきました。どんな変化があるかというと、浄化槽実務者研修会第19回資料に色付きのグラフがあります。【下図参照】左側の棒グラフにAが6万265基、91・8%。透視度30度以上がこれだけあります。これ大概ね、私たちが目標としたものは達成しているんでありますが、Bランク(透視度20～29)が2千208基ある。環境省が定めた放流水質の基準がAとBで満たされています。これを足すと95%になる。

D(透視度10度未満)が200基あります。このDはずっとDかというと、動きます。Dはその右側に内訳があります。DがAになるのが47基ある。Bに移動するのが15基、Cに少し上がるというのが62基。Dのまま推移するのが67基ある。このDの67基をそのまま放っておいていいかということがある。Dランクは透視度10度未満ですからかなり悪い。原因は何かというと、使用人員が多かったり拒食症の人がいたり、キッチンに天ぷら油を時折流してしまう家庭もある。

Dランクの対応

今、取り組んでいるのが拒食症の人です。1つの方法はどこかに分離ピットを1個かませる。そこで取り除ければいい。これを実験的に行いました。先日池田町の家庭に無料で設置するよう指示をしました。トイレの配管のところに設置する予定で行きましたが、帰ってきたときに、担当の赤羽根部長が、実はキッチンの方に設置しましたと。どうしてそうしたんだと聞くと、赤羽根部長は「どうも設置場所を決めるときに見てみたら、キッチンの方で嘔吐してみえるようだったので、キッチンの配管に設置しました。これだけは自信がある」と言いますので、設置した後ですから様子を見ました。後で報告しますが、劇的な変化が見られるようになったので、この67基の対象基数のところ、拒食症の方は全部この対応をしようと考えています。他のところは別の方法を取り入れたり、皆さんが点検管理してきたときのデータに基づいて対処方法をこれから決めていこうと考えています。

なぜこんなことが分かるか、何でこういう対応ができるかというと、タブレットで入力するからであります。今、国の方では、デジタル庁を作ろうとしています。なぜかというと、統一的なソフトで運用されていない。岐阜で行っている今のタブレット点検については、なかなかの実績があります。したがって、そこからデータを吸い上げて改善していく。

今までは、らくらく契約で契約率を上げる。そして、単独浄化槽を廃止した。タブレットで入力しました。ここで明らかなのは、今行っていることはタブレットで入力することが目的ではない。タブレットで入力した上、水質を良くします。こういうところが私たちの目標です。ここで新たな目標は、Dランクは来年の1月のときには200基が100基を切るという所を目指して進んでいきますから、そこは頭に入れて今後仕事に生かしていただきたい。こう考えております。よろしくお願いします。

放流水透視度の変化 合併処理浄化槽10人槽以下

透視度 移動

平成30年3月31日

透視度 内訳

透視度 移動

平成31年3月31日

透視度 内訳

A				
A	→	A	55,206基	
B	↗	A	1,604基	
C	↗	A	1,583基	
D	↗	A	29基	
		7	1,347基	
		K	496基	
		計	60,265基	

B				
A	↘	B	1,466基	
B	→	B	254基	
C	↗	B	312基	
D	↗	B	12基	
		7	144基	
		K	20基	
		計	2,208基	

C				
A	↘	C	1,556基	
B	↘	C	313基	
C	→	C	795基	
D	↗	C	36基	
		7	198基	
		K	35基	
		計	2,933基	

D				
A	↘	D	44基	
B	↘	D	12基	
C	↘	D	54基	
D	→	D	61基	
		7	25基	
		K	4基	
		計	200基	

A				
60,265基				
91.8%				
B				
2,208基				
3.4%				
C				
2,933基				
4.5%				
D				
200基				
0.3%				

合計 65,606基
(+ 1,378基)

A				
60,265基				
小計				
A	→	A	56,054基	93.0%
		B	1,374基	2.3%
		C	1,508基	2.5%
		D	39基	0.1%
ー 減		K	801基	1.3%
		H	263基	0.4%
		G	226基	0.4%
		計	60,265基	

B				
2,208基				
小計				
B	↗	A	1,607基	72.8%
	→	B	255基	11.5%
		C	284基	12.9%
		D	6基	0.3%
ー 減		K	36基	1.6%
		H	2基	0.1%
		G	18基	0.8%
		計	2,208基	

C				
2,933基				
小計				
C	↗	A	1,696基	57.8%
		B	311基	10.6%
	→	C	784基	26.7%
		D	64基	2.2%
ー 減		K	55基	1.9%
		H	6基	0.2%
		G	17基	0.6%
		計	2,933基	

D				
200基				
小計				
D	↗	A	47基	23.5%
		B	15基	7.5%
	→	C	62基	31.0%
		D	67基	33.5%
ー 減		K	7基	3.5%
		H	0基	0.0%
		G	2基	1.0%
		計	200基	

A				
A	→	A	56,054基	
B	↗	A	1,607基	
C	↗	A	1,696基	
D	↗	A	47基	
		7	1,352基	
		K	434基	
		計	61,190基	

B				
A	↘	B	1,374基	
B	→	B	255基	
C	↗	B	311基	
D	↗	B	15基	
		7	105基	
		K	16基	
		計	2,076基	

C				
A	↘	C	1,508基	
B	↘	C	284基	
C	→	C	784基	
D	↗	C	62基	
		7	141基	
		K	23基	
		計	2,802基	

D				
A	↘	D	39基	
B	↘	D	6基	
C	↘	D	64基	
D	→	D	67基	
		7	24基	
		K	1基	
		計	201基	

A				
61,190基				
92.4%				
B				
2,076基				
3.1%				
C				
2,802基				
4.2%				
D				
201基				
0.3%				

合計 66,269基
(+ 663基)

A				
61,190基				
小計				
A	→	A	57,365基	93.7%
		B	1,451基	2.4%
		C	1,498基	2.4%
		D	34基	0.1%
ー 減		K	342基	0.6%
		H	288基	0.5%
		G	212基	0.3%
		計	61,190基	

B				
2,076基				
小計				
B	↗	A	1,508基	72.6%
	→	B	241基	11.6%
		C	294基	14.2%
		D	8基	0.4%
ー 減		K	15基	0.7%
		H	3基	0.2%
		G	7基	0.3%
		計	2,076基	

C				
2,802基				
小計				
C	↗	A	1,607基	57.4%
		B	362基	12.9%
	→	C	737基	26.3%
		D	44基	1.6%
ー 減		K	29基	1.0%
		H	9基	0.3%
		G	14基	0.5%
		計	2,802基	

D				
201基				
小計				
D	↗	A	40基	19.9%
		B	9基	4.5%
	→	C	57基	28.3%
		D	89基	44.3%
ー 減		K	2基	1.0%
		H	2基	1.0%
		G	2基	1.0%
		計	201基	

開会にあたり

岐阜県環境生活部

部長 西垣功朗



本日ご参加の皆様方には新型コロナウイルス感染症拡大というかつて経験したことのない難局に直面している中であって、地域の生活環境の保全、並びに公衆衛生の向上のために必要不可欠な浄化槽の工事、維持管理業務を、日々適正かつ安定的に継続していただき、心より感謝申し上げます。

本研修会が浄化槽の施工や維持管理に関わる業界関係者を始め、多くの皆様が参加され、浄化槽の維持管理における3業種連携の取り組みや、水質改善事例など浄化槽に関する知識の研鑽を深めていただく、誠に意義深い機会と考えております。感染防止対策に万全を期した上で、開催にご尽力いただいた関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。また浄化槽法の一部を改正する法律が昨年4月施行となり、これに合わせて県では保守点検業者の登録制度について定めた条例を改正し、浄化槽管理士への研修機会を確保することを義務付けたところです。

貴連合会にはかねてより毎年この実務者研修会を開催いただいておりますが、この研修会はその受講をもって、条例上の研修機会の確保となるものであり、引き続き浄化槽管理士の方が当該研修会を受講できるよう格別のご配慮をお願いいたします。さらに浄化槽の良好な処理性能を発揮するためには、保守点検、清掃、法定検査の3つの維持管理が重要であります。

ここ岐阜県からは、皆様の多大なご尽力によりらくらく一括契約等の先進的な取り組みが数多く発揮されているところです。この結果、11条検査を受検率は、全国平均の43・

1%を大きく上回り、現在95・8%と全国1位を誇っております。清流の国ぎぶづくりを推進する県としまして、貴連合会と力と合わせて浄化槽の適正な維持管理や更なる受検率の向上に向け、取り組んでまいります。皆様方におかれましても、引き続き感染症予防と、安全確保に十分に留意していただいた上で、水環境の保全に特段のご協力をお願いいたします。

結びに本日の研修会がご参加の皆様方に実りある機会となりますこと、そして公益社団法人岐阜県浄化槽連合会の益々のご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

3年連続Dランク

ピット(分離槽)の効果

(一財)岐阜県環境管理技術センター
検査部長 赤羽根

放流水透視度の変化【2面参照】で、左側「透視度の移動」は前年から平成30年に移動した浄化槽を言います。「透視度の内訳」は、次の年にどこへ移動しているかが分かります。平成30年の棒グラフ、Aの6万265基の内、Aに5万6054基93%が良好な水質で移動しております。

平成30年はDが200基あります。これをD1とします。翌年透視度が改善せず移動しているD2(2年連続)は67基です。さらに令和2年、改善できず3年連続のD3が44基になります。この44基の原因は、拒食症・重度の糖尿病が14基、使用水量が多いが12基、人員比が高い(人槽を超えている)が4基、その他維持管理で対応可能なものが14基です。

このような原因を踏まえ、3年連続Dランクの水質改善調査を行いました。拒食症の方で、使用開始9年前からずっとDランクのため、清掃を年4回行ってきましたが、改善には至っておらず、聞き取りによりキッチンで嘔吐していることから、キッチンと浄化槽の間にピット分離槽を設置しました。今回設置したピット分離槽は、本来は流入ポンプ槽として使用されているものでポンプを設置せず、固液分離をさせております。

Dランク(透視度10度未満)の変化

平成30年3月31日 平成31年3月31日 令和2年3月31日

D ₁ 200基									
D ₁ 200基	良化	↗	A	47基					
			B	15基					
			C	62基					
	移動	→	D ₂	67基	良化	↗	A	7基	
							B	1基	
					C	15基			
					移動	→	D ₃	44基	
					減		K	7基	
	G	2基							

D₃ 44基の内訳

拒食症・重度糖尿病 (pH5.8未満)	14基
使用水量多い (1m ³ /日超)	12基
人員比が高い (1.0超)	4基
その他 (維持管理で対応)	14基

透視度が4であった12月1日にピット分離槽を設置し、12月21日設置から20日後清掃を実施しました。清掃46日後の2月5日には透視度は67まで改善しました。ピット分離槽のpHが4・1であることから、この排水が原因であることが確認できました。今後清掃回数を年4回から1回で管理できるか、1ヵ月ごとの経過観察を行っていきます。また浄化槽の放流水質が悪化した場合は、ピット分離槽の清掃(汚泥調整)を行い、機能回復の検証を進めます。

ピット分離槽設置前 放流水 ピット分離槽設置後 水質調査

作業日	透視度	pH
清掃 R1.09.18	3	6.1
保守 R1.12.20	3	6.0
清掃 R1.12.24	3	6.5
清掃 R2.03.16	4	5.7
保守 R2.04.16	3	6.0
法定検査 R2.05.13	5	6.3
清掃 R2.06.18	4	6.4
保守 R2.08.24	3	6.8
清掃 R2.09.17	3	6.3

	透視度(度)			pH		
	ピット	1次1室	放流水	ピット	1次1室	放流水
①令和2年12月1日 ピット(分離槽) 設置工事	—	4	4	—	7.0	7.0
②令和2年12月15日 設置から 14日後	12	14	8	4.6	6.3	6.6
③令和2年12月21日 清掃全量引抜(ピット含む) 設置から20日後	—	6	17	—	6.2	6.5
④令和3年1月5日 清掃から 15日後	10	10	19	4.2	5.3	6.6
⑤令和3年2月5日 清掃から 46日後	12	21	67	4.1	6.5	6.8

透視度とBODには相関関係があり、透視度が30度ですと、BODは13mg/Lになります。下水道の放流基準は15mg/Lです。岐阜県の基準である透視度30度以上を達成することと、浄化槽が下水道に代わる生活排水処理施設となります。

透視度

A	30度以上
B	29~20度
C	19~10度
D	10度未満

内訳

7	7条検査(新設)
K	契約・変更
H	空家(休止中)
G	下水(下水切替)

透視度とBOD 相関関係

透視度(度)	BOD値(mg/L)
30	13
20	20
10	42

年複數回清掃無償化

現在、人口減少に伴い国交省が下水道の縮小または見直しの検討に入っています。岐阜県は、適正な浄化槽維持管理体制を確立し、より良質な水質の確保及び、使用者負担を増加することなく安心して使用継続してもらうために、年複数回清掃無償化を実施することになりました。対象となるのは、らくらく一括契約の合併、市町村設置型浄化槽など約7万基、令和2年10月より開始しました。

岐阜県においては、らくらく一括契約により年1回の清掃を確実に実施しています。しかし、らくらく契約を実施している浄化槽の中には、使用状況により年複数回清掃を実施している物件があります。これまでは部分的な引抜きであっても通常通りの清掃を有償にて実施してきました。

らくらく契約内の清掃については、2
 回目以降の清掃費は無償となります。次
 に突発的に発生した汚泥調整について
 は、費用は無償、作業方法は、水質測定、
 清掃時の点検及び作業内容について測定
 不要となります。

【下表参照】

浄化槽電子カルテシステムに「汚泥調整」の機能を追加しました。左上①「今回は汚泥調整として清掃作業を行う」をタップすると、不要な入力欄が自動的に灰色になります。左側②清掃前点検も灰色になり、それぞれの対象外の項目が一目で分かるようになります。右下③判定及び報告事項欄の灰色となり、同時に「汚泥調整作業を行いました」と自動表示されます。なお、この灰色部分は汚泥調整作業時でも水質の状況を入力する必要がある場合、数値の入力・選択が可能です。汚泥引抜き量、申し送り等を入力して完了です。

年複数回清掃に使用する記録票・記録票の記載方法・費用

		らくらく契約内の清掃 (契約書に記載された清掃)		らくらく契約の契約外清掃 (契約書に記載のない清掃)
		1回目	2回目以降	汚泥調整
使用する記録票		通常の記録票	通常の記録票	汚泥調整記録票
記録票の 記載方法	水質測定	○	○	×
	清掃時の点検 及び作業内容	○	○	×
	清掃汚泥量	○	○ 必要箇所	○ 必要箇所
	保守点検への 申し送り事項	○	○	○
費用		契約内料金	契約内無償	無償

2021年3月11日、岐環協は、岐阜県医師会へ新型コロナウイルスのワクチン接種関連として100万円の寄付を行った。

新型コロナウイルスがまん延して1年が経過し、ワクチン接種が開始されている。岐環協は継続業務としての使命を担いつつ、必要経費はあるものの業務売り上げとしての落ち込みはほとんどない。そのため、今後のワクチン接種に対して寄付をすることでコロナを乗り越える応援とすることにした。

岐環協では昨年9月より、全社員15000名を対象に、1ヵ月ごとの定期的な抗体検査を実施し、社内クラスターの発生防止、お客様にも安心してもらえ、作業を継続する体制を構築している。

岐阜県医師会へ
100万円寄付



岐環協
田中剛理事長（右）
岐阜県医師会
河合直樹会長（左）

戻る

浄化槽電子カルテシステム

ログアウト

浄化槽台帳

データ送信

一覧へ戻る

前の画面へ戻る

入力情報をクリア

入力情報を確認

今回は汚泥調整として清掃作業を行う

合併処理浄化槽清掃記録票（20人槽以下）

3年間保存

保守点検 8/20 透視度 16度

サイン

サインする

ご在宅

ご不在

清掃実施日	R3年 1 月 8 日			作業時間	8時28分 ～ 9時37分 (69分)			契約種別	らくらく			
らくらく番号	1234561	行政番号		建物用途	住宅	契約日	H24.10.01			契約開始月	H24.10	
使用者名又は施設名称	清流 太郎 様						電話番号	123-456-7890				
設置場所	岐阜県岐阜市六条大溝4-13-4						電話番号	123-456-7890				
浄化槽管理者(設置者)	清流 太郎 様						電話番号	123-456-7890				
清掃業者名	環境清掃㈱			電話番号	123-234-5678			担当者名	環境一郎			
保守点検業者名	浄化槽管理㈱			電話番号	123-123-4567							
設置浄化槽情報	メーカー名	フジクリーン工業㈱		型式	CE		人槽	7 人	容量	2.834 m ³	処理方式	小型合併 性能評価型 窒素除去型
	付帯設備	流入・放流ポンプ 油脂分離槽・脱		水道種別	水道		みず再生施設			消毒薬名称	X-BL90	
生涯機能保証登録 他	ブロウ型式	MAC60R	シールNo.			修正履歴	H30.04.21 ブロウ本体交換		H27.12.17 ブロウ部品交換		H27 ベルト	
登録No.	岐12-12345		警報種No.	S123456								

測定項目 (適正基準)	処理水質	2次処理装置			1次処理装置 2室			1次処理装置 1室			実使用 人員	水道メー タ読み値	日平均 汚水量				
	透視度 (30cm 以上)	pH (5.8～ 8.6)	槽内水 温	スカム 厚	堆積汚 泥	流出水 透視度	pH	スカム 厚	堆積汚 泥	流出水 透視度	pH	スカム 厚	堆積汚 泥				
清掃	H31.01.14	18度	7.4	20℃	23cm	5cm	13度	7.1	0cm	27cm	31度	7.6	25cm	40cm	4人	1556.3 ml	1.04 m ³ /日
保守	H31.03.17	37度	7.4	18℃	23cm	2cm	22度	7.1	0cm	9cm	31度	7.6	2cm	18cm	4人	1623.3 ml	1.04 m ³ /日
保守	R01.07.21	31度	7.3	21℃	23cm	5cm	17度	7.1	0cm	12cm	31度	7.6	10cm	30cm	4人	1752.6 ml	1.03 m ³ /日
法定	R02.09.19	18度	7.2	25℃	23cm	10cm	14度	7.1	0cm	17cm	31度	7.6	14cm	36cm	4人	1814.1 ml	1.04 m ³ /日
保守	R02.11.20	16度	7.1	29℃	23cm	13cm	12度	7.1	1cm	21cm	31度	7.6	22cm	38cm	4人	1878.8 ml	1.04 m ³ /日
今回清掃時																	

測定項目	清掃時の点検及び作業内容	清掃箇所	清掃汚水量	使用車両
表裏水質	無 有 下水臭 腐敗臭	1次処理装置第1室 第1室 1.048m ³	0.03 1.05 m ³	[汚泥運搬車] 1 台
流入水質	無 有 水量過多 油脂類過多 洗剤過多 異物混入	1次処理装置第2室 第2室 1.052m ³	0.03 1.05 m ³	[バキューム車] 台
貯留水の質	無 有 経過観察 滞留 破損 勾配不良 升破損	2次処理装置 二次処理槽 0.482m ³ 沈降槽・給排水槽 0.237m ³ 消毒槽 0.015m ³ 二次合計 0.734m ³	0.00 0.73 m ³	台
ブロウの質	無 有 停止 振動 騒音 発熱	流入・放流ポンプ槽	m ³	台
管理施設の質	無 有 作動不良 騒音 発熱 警報発報	洗浄水	0.10 m ³	[給水車] 台
本体の質	無 有 1次処理1室 1次処理2室 2次処理 消毒槽 ポンプ槽	引抜き量合計	2.93 m ³	汚泥処分先
設備の質	無 有 経過観察 変形 破損 異常水位警 隔壁破損 担体流出 る材脱落 る材浮上 配管類破損 マンホール等 ポンプ故障	汚泥搬出量	1.00 m ³	環境衛生施設
正気性	無 有 1次処理 2次処理	清掃時汚泥調整内容		
汚泥維持性	無 有 1次処理1室 1次処理2室 2次処理	移送水量	0.00 m ³	再生水
設備の劣	マホ-B蓋及び枠 配管及び装置類 槽内壁等 流入升 放流升	汚泥濃縮率再生水量	1.93 m ³	処理場水
		[汚生水の水質]	透視度 50 度 pH 7.7	100%確認

項目	前回保守点検時の設定	変更の有無	今回清掃時の設定	清掃結果判定及び、報告事項
循環水量	1.0 L/分	無 有	停止 0.6 L/分	1. 清掃作業を実施し、機能を回復しました。 2. 清掃後、処置・調整をしました。このままご使用ください。 3. 改善点があります。保守点検業者に連絡します。
移送水量	L/分	無 有	停止 L/分	
流量調整	L/分	無 有	停止 L/分	
空気過かし	停止	無 有	停止 全周から 回転	
逆洗リターン	回/日 分組 () () ()	無 有	() 回/日 () () ()	
引抜状況	1次処理装置第1室 全量 堆積汚泥	2室 全量 堆積汚泥		
	2次処理装置 全量 堆積汚泥 生物膜保護			
その他保守点検への申し送り事項		法定検査への申し送り事項		
放流バルブ80%→85%に変更しました。				